

児童福祉施設及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案に対する意見の概要と県の考え方について

意見番号	条例案該当箇所	意見要旨	対応方針
1	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案骨子</p> <p>4 母子生活支援施設</p> <p>5 保育所</p> <p>7 児童養護施設</p>	<p>児童養護施設、保育所、母子生活支援施設等に入所する児童の処遇や環境を確保するため、これまでの国の基準を下回る事のないようにして欲しい。</p>	<p>国の基準に規定されている事項は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準等を定めるもので、児童の処遇や環境等を確保する上で必要な基準であると考えており、これを下回る基準を定める特段の合理性はないものと考えていることから、これまでの国の基準を下回ることなく、同基準に沿った条例を制定する予定としております。</p>
2	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案骨子</p> <p>1 総則 (4)非常災害</p>	<p>大災害対策も重要だが、沖縄の場合は、台風災害や火災などの防災対策をしっかりと講じる内容にして欲しい。</p>	<p>本条例案では、児童福祉施設における非常災害対策について、消火器や非常口等の必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の作成及び定期的な訓練を行うこととする予定であります。</p> <p>台風災害等に関し、個別具体的な対応策については、本条例案において規定するものではありませんが、各児童福祉施設が作成する非常災害に対する計画等の中で、防災対策がしっかりと講じられるよう働きかけてまいりたいと考えております。</p>